

エココミュニティの要件（第1版）

I. 定義及び原則

本文書は、エココミュニティの定義及びその要件を簡潔にまとめることによって、多くの人々に共有していただき、エココミュニティの構築及びその発展に寄与することを目的としている。

本文書の記述の背景や具体的なエココミュニティ構築のための方策、留意点等については、「エココミュニティの要件に関する解説文書」を参照されたい。

定義：「エココミュニティ」とは

エココミュニティとは、「自然生態系と調和して発展する将来世代にとっても維持更新が可能な地域共同社会（Eco-harmonic Renewable Community）」である。

エココミュニティ三原則

人類史は、生命系すなわち地球の生態系の歴史のほんの一時期に、その一部として営まれている。自然生態系と調和しうる限りにおいて存続し、その環境収容量の範囲において繁栄が許される。自然生態系と調和しえない場合は、自然に淘汰される運命にある。したがって、われわれがめざすべきエココミュニティは次の3つの原則により形成、維持、更新が図られなければならない。

原則1：自然生態系をまもり、活かす

原則2：環境負荷を減らし、再生可能な資源で暮らす

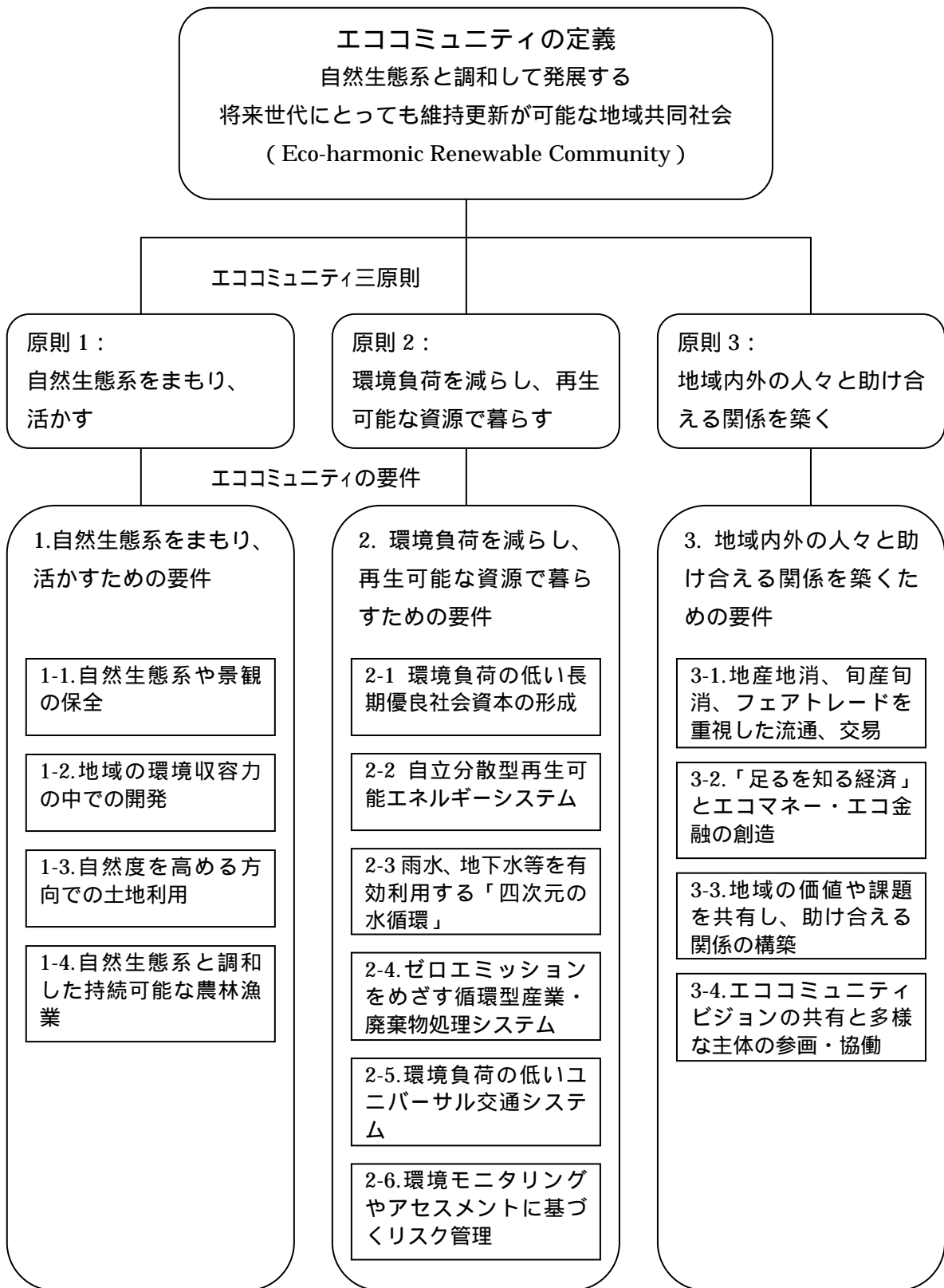
原則3：地域内外の人々と助け合える関係を築く

想定するエココミュニティの圏域

エココミュニティは、エコシステム（生態系）が微生物の世界からガイア（地球生態系）まで多様な圏域で存在するように、家族や小集団から近隣、地域、国、国際的な地域、全地球まで多様な圏域で構成されると考えられる。

以下の「エココミュニティの要件」については、基礎自治体（市区町村）を中心に、一定の自治機能をもった市区町村内の地域地区から、広域市町村圏の範囲でのエココミュニティを想定して、その要件を記述している。

エココミュニティの要件体系



II. エココミュニティの要件

1. 自然生態系をまもり、活かすための要件

1-1. 自然生態系や景観の保全

将来世代にとって最も貴重な資源である地域に残された原生的な自然生態系を保全し、かつ自然の力によるその再生を促進していること。また、その保全、再生を阻害しないかたちでの社会経済の仕組みや生活様式の選択と創造が志向されていること。

原生的な自然生態系とともに、これと長年調和して営まれてきた里地・里山等の二次的自然生態系、伝統的な生業及び有形・無形の文化財、生活様式、そしてそれらの総体としての景観について優先的に保全されていること。

1-2. 地域の環境収容力の中での開発

地域の居住人口、交流人口、居住、産業、交通等にかかわる開発規模はできるだけ地域の環境収容力の範囲内で計画され、調整されていること。

地域外の環境収容力に頼る場合は、できるだけ近い地域で当該地域の環境収容力の範囲での確保を図ること。

1-3. 自然度を高める方向での土地利用

土地利用は大きく自然生態系保全地域、生産緑地(農山漁村)地域、都市(産業)地域の3つのゾーニングが考えられるが、それぞれの境界にバッファゾーンを設け、自然度の高い地域を侵食しないかたちで計画され、調整されること。逆に、都市(産業)地域においては、居住環境と調和するかたちで適度に自然生態系または生産緑地の要素が配置され、生産緑地(農山漁村)地域においては、農林漁業の生産性及び居住環境と調和するかたちでの自然生態系要素の保全や再生が図られていること。

1-4. 自然生態系と調和した持続可能な農林漁業

地域の生態系から果実を得る農林漁業は、自然生態系に対して常に細心の配慮をし、自然と永続的に共生できるよう働きかけていくことが必要である。それゆえに、人々が自然とともに生きることを学び、身につけることが基本である。

土壌及び水域をはじめとした地域の生態系の健全な維持更新を阻害しない範囲で、過剰なエネルギー、化学肥料・飼料、農薬(畜産、酪農、養殖におけるホルモン剤、抗生物質などの薬品を含む)を使用しない低投入型の農林漁業を推進すること。

食料の自給および持続可能な農林漁業を推進するため、従事者の教育・相互啓発とともに、体験等を通して農林漁業及び農林漁村の価値を地域内外の人々に理解してもらう諸活動を推進すること。

2. 環境負荷を減らし、再生可能な資源で暮らすための要件

2-1. 環境負荷の低い長期優良社会資本の形成

社会資本形成のための建設開発行為は、地域の土地利用、産業・都市基盤、住環境、景観等を形成し、自然生態系に大きな影響を及ぼす。そのため建設開発行為については、自然生態系と調和し、環境負荷が低く、優良なものとして世代を超えて長期間の使用に耐える設計・デザインをするよう計画・規制・誘導していくこと。そのプログラムでは、利便性、効率性と同等以上の比重で全体的・長期的な視点で環境、コミュニティ及び人々の心身の健康への配慮がなされ、さらに顧客や住民とのコミュニケーションが重視されていること。建設資材は可能な限り地域圏内で産出された素材を用い、人口動態をはじめとした社会経済的環境変化に応じた長期間の維持・更新費用及び環境負荷の低減化と建設廃棄物の地域内での再利用・処理を考慮した設計がなされていること。

2-2. 自立分散型再生可能エネルギーシステム

エネルギーの調達については、地域の再生可能エネルギーを基本とし、地域に賦存する再生可能な自然エネルギーの開発、利用を積極的に推進していること。また、災害時等にも最低限必要なエネルギーを確保するため、自立分散型のエネルギーシステムの構築を推進していること。

温室効果ガス及び放射性廃棄物を大量に排出する化石・原子力エネルギーの利用削減のため、省エネルギー及び余熱・廃熱利用などエネルギーの有効利用に努めていること。

2-3. 雨水、地下水等を有効利用する「四次元の水循環」

水域自然生態系の保全・再生の観点から、大規模なダム建設、人工的な河川改修、護岸を抑制し、水源地域の森林等の自然環境保全及び河川、湖沼、海岸等の自然化を推進していること。

水の利用については、二次元（平面上）のダム、河川等の表流水に過度に依存することなく、三次元（垂直軸上）ないし四次元（時間軸上）の水としての地下水、雨水、中下水を用途に応じて有効利用していること。

特に、飲用に適し、災害対策のための分散型水源として有効な地下水については、その適切な保全管理と有効利用を図っていること。そのため、地下水の涵養と地質汚染防止に努めていること。

温泉水、浴用廃熱、地下水、地表水（河川水、湖沼水）を、低エントロピー熱源として、生活や施設栽培等での温熱、冷熱の供給に有効利用すること。

2-4. ゼロエミッションをめざす循環型産業・廃棄物処理システム

工業においては、その原材料の採取・調達、製造・加工、流通・保存、消費・使用、廃棄・再利用・再生利用に至るまでのライフサイクルにわたる環境負荷の最小化と環境効率の最大化を図っていること。また、地域に賦存する再生可能な自然エネルギーと原材料及び他の生産・消費プロセスから排出される物質や熱エネルギーなどの有効利用を推進し、循環型産業生態系の構築を図る。

廃棄物については、循環型産業生態系の構築活用によってまず排出の削減を優先し、やむを得ず排出された廃棄物についても分別による再利用、再生利用を進めることによって、環境汚染物質の拡散・蓄積につながる焼却、最終処分の最小化に努めていること。

2-5. 環境負荷の低いユニバーサル交通システム

環境負荷の高い自動車交通の利用を削減するため、鉄道、バス等の公共交通機関の維持拡大と利用の促進を図ること。自動車利用については、レンタカーやカーシェアリング等の共同利用のシステムの普及が図られていること。

交通渋滞について、交通情報システム、モーダルシフト、ロードプライシング、特定車両の通行区間規制などの交通需要マネジメントにより解消が図られていること。

地域の道路整備については歩行環境が最も優先され、視覚障害者や車椅子利用者等への配慮したユニバーサルデザインを取り入れていること。自転車専用レーンの整備など自転車利用の環境についても尊重されていること。

2-6. 環境モニタリングやアセスメントに基づくリスク管理

地域の気象、水、土壌・地質等の環境変化に関する測定が常時行われ、その情報が住民生活に及ぼす影響が理解可能なかたちで共有されるシステムの整備が図られていること。

地域環境に著しい影響をもたらす事業については、構想、基本計画、実施計画の各段階でその環境、社会、経済にわたる影響について多様な利害関係者に開示し、多面的な評価を行った上で、実施の可否の決定と計画の適正化を図ること。

さまざまな災害や犯罪、事故等によるリスクが削減されるよう、予防的にリスク情報の収集、評価、開示に基づく多様な利害関係者のリスクコミュニケーションがなされ、合理的なリスクマネジメントが推進されること。

3. 地域内外の人々と助け合える関係を築くための要件

3-1. 地産地消、旬産旬消、フェアトレードを重視した流通、交易

物資の流通に要する距離、時間、環境負荷を最小化するため、地産地消、旬産旬消を優先する流通システムの構築を推進していること。

国内の他地域、あるいは海外地域との流通、交易については、対象となる商品等にかかわ

る原材料の採取・調達、製造・加工、流通・保存、消費・使用、廃棄・再利用・再生利用に至るプロセスにおける環境負荷及び当該地域の社会経済文化に与える影響が考慮され、当該地域の人々との共生的、互恵的、持続的な発展が可能なかたちで行われていること。また、都市と農村の異業種交流による第一次産業の六次産業化など新たなビジネスの創発が促進されていること。

3-2. 「足るを知る経済」とエコマネー・エコ金融の創造

常に欲望を喚起し拡大しつづけようとする経済ではなく、定常的で持続可能な「足るを知る経済」への転換をめざす諸活動が展開されていること。

地域における税、補助金、課徴金、基金、地域通貨などの仕組みが環境保全や環境負荷の削減、社会経済的格差是正への取り組みを誘発するかたちで活用されていること。

金融においても環境保全や環境負荷の削減、社会経済的格差是正への取り組みが投融资判断の要素として重視され、社会や環境に対する取り組みに積極的な企業に対する優遇策を講じていること。

3-3. 地域の価値や課題を共有し、助け合える関係の構築

地域の自然生態系と、これと長年調和して営まれてきた伝統的な生業及び有形・無形の文化財、生活様式、そしてそれらの総体としての景観などの価値を発見し、地域内で共有し後世に伝承していくための研究教育活動が行われていること。また、その価値を地域内外に周知し、保全活動水準と評価を高めるためのコミュニケーション活動が組織的、計画的に行われていること。

地域の生活課題を共有し、子育て、介護、防災、防犯など困ったときに地域内で助け合える関係が築かれ維持されていること。

3-4. エココミュニティビジョンの共有と多様な主体の参画・協働

エココミュニティをめざすビジョンが地域住民、事業者、行政によって共有され、その実現・維持・発展に向け、行政、住民、事業者がそれぞれの役割を自覚していること。

地域の行財政施策に関する情報が十分に公開、提供され、その決定に関して多様な主体が関与できる機会が公平に与えられていること。

各種の計画策定や事業への参画については、域内や実績等による参画条件の限定を最小化し、地域を越えた多様な主体による協働の可能性を広げ、全体的、長期的な観点からみて効率的な行財政運営に努めていること。